

## 1.2 様々な人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんを始め、拉致された疑いのある人々がおり、拉致問題の早期解決に向けた様々な啓発活動を行っています。また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故をはじめ、近年多発する自然災害の発生により被災された人の避難先での生活に対するさまざまな配慮が求められています。また、生きづらさからひきこもりの状態になった人は、現在100万人を超え年々と年齢が高くなってきていることから、最近では「8050問題」として、80代の親が50代の子どもを養うなど、社会から孤立して困窮しているケースが増えてきています。私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

### （1）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

#### 【現状と課題】

- 1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、令和3年（2021）6月現在で873人に上ります。
- 平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、5人を帰国させたことで拉致問題は解決済みとの回答を続けるのみで、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていません。
- 平成26（2014）年5月に日本と北朝鮮によるストックホルム合意がなされ、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の再調査を開始しました。日本政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除しましたが、平成28（2016）年2月、北朝鮮による核実験・ミサイル発射を受け、解除した制裁を復活させるなど制裁強化を発表したところ、北朝鮮の特別委員会は再調査の中止を表明しました。日本政府は、ストックホルム合意を破棄する考えはないとし、全ての拉致被害者の早期解決を強く要求しています。

○平成30（2018）年2月の平昌五輪を契機に、北朝鮮は融和路線に転換し、同年4月の南北首脳会談を皮切りに、同年6月に史上初の米朝首脳会談が行われました。その後、平成31年（2019）年2月に2度目の会談が行われ、2度に渡って前トランプ米大統領は日本人拉致問題について提起されたと言われてはいますが、進展は見られませんでした。

○平成31（2019）年5月の国民大集会において、安倍元総理は、拉致問題は自国の問題として、自身が無条件で北朝鮮に直接向き合う意思を表明しており、岸田総理も就任後の記者会見において、条件を付けず金正恩委員長と直接向き合う覚悟を表明しました。

### 【取組】

○拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため、県では「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示などを行っています。

○国に対して拉致問題被害者の早期帰国の実現を適宜要望しています。

## （2）災害被害者等の人権

### 【現状と課題】

○近年、大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の障がいなど様々な課題に配慮した取組が必要となっています。

○平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災、またそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの住民が避難生活を余儀なくされる中で、避難者に対する放射線被ばくについての風評による人権問題なども発生しています。県内にも多くのかたが避難してこられており、令和3年4月26日現在、県内で27世帯、64人のかたが避難生活をされています。

○令和3年5月の災害対策基本法の改正で、高齢者を含む避難行動要支援者に対して避難先や避難支援者をあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったところであり、県では市町村と連携し、個別避難計画の作成を推進しています。

### 【取組】

○県では、引き続き東日本大震災により避難されてきた人に対し、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」と連携して、各種相談や住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っていきます。

○要配慮者（※）の避難支援について、市町村等と連携し、支え愛マップづくりの推進により災害時の助け合いや多様な主体が協働して取り組む支え愛活動を推進します。また、避難所においては、要配慮者の態様に応じ、避難所運営マニュアルに沿った訓練や避難所の生活環境の整備を支援します。さらに、感染症流行下の避難所の感染症対策の充実を図ります。

※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

- 男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進します。

### **(3) アイヌの人々**

#### **【現状と課題】**

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
- 平成19（2007）年、国際連合では「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、また、その翌年平成20（2008）年には、衆参両院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まっています。
- このような状況を背景に、平成31（2019）年2月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が閣議決定され、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されました。また、同法に基づき同年9月には「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が策定され、政府においては、アイヌに対する差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化について教育活動の推進や、民族共生象徴空間での生活や文化の体験など、その魅力に対する理解を深めるための取組などが定められました。

#### **【取組】**

- 本県でも国と連携し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

### **(4) ひきこもりの状態にある人の人権**

#### **【現状と課題】**

- 近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。平成22（2010）年7月の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態（※）にある人は、23～26万人と推計されています。

※様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出をしてもよい）を指す現象（ひきこもり新ガイドラインより：厚生労働省）

- 平成30（2018）年7月1日時点の状況について、県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、ひきこもり状態にある方の実態を把握するために、各市町村担当課を通して実態調査を実施しました。
- ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合っているとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうるこ

とだと言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

### 【取組】

- 県では平成14（2002）年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成21（2009）年度よりこれらの事業をNPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託して「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置し、実施しています。
  
- また、県と厚生労働省が委託実施により、平成20（2008）年度には鳥取市に「とっとり若者サポートステーション」を、平成25（2013）年度には米子市に「よなご若者サポートステーション」を設置し、働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、出前相談、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行っています。